

細倉鉾山の公害防止に関する協定書

平成 14 年 9 月 5 日

平成 17 年 9 月 28 日

平成 18 年 3 月 27 日

平成 19 年 3 月 28 日

平成 22 年 8 月 27 日

令和 3 年 3 月 31 日

令和 6 年 7 月 29 日

令和 7 年 9 月 1 日

令和 8 年 9 月 25 日

宮城県及び栗原市（以下「甲」という。）並びに三菱マテリアル株式会社（以下「乙」という。）及び細倉金属鉾業株式会社（以下「丙」という。）とは、乙及び丙が栗原市鶯沢地内に設置し、及び設置を予定する事業場（以下「事業場」という。）について、次のとおり公害防止に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、事業場の操業に伴う公害の発生を防止することにより、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（事業場の区域）

第 2 条 この協定に定める事業場の区域は、別紙に掲げるとおりとする。

（事業者の責務）

第 3 条 乙及び丙は、事業場の操業に当たっては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努める。

2 乙は、丙に対し、この協定の履行に関し適切な管理及び指導を行う。

（環境管理委員会）

第 4 条 乙及び丙は、この協定に定める規定を遵守するための意思決定機関として、別表第 1 に掲げる職にある者で構成する細倉鉾山環境管理委員会（以下「環境管理委員会」という。）を設置する。

2 環境管理委員会に細倉鉾山環境統括責任者を置き、当該責任者は環境管理委員会を

代表し、統括する。

(環境関連法令の遵守)

第5条 乙及び丙は、環境関連法令を遵守する。

(大気汚染防止対策)

第6条 乙及び丙は、大気汚染防止のため、事業場における別表第2に掲げるばい煙発生施設から排出される排出ガスについて、別表第3に掲げる基準を遵守する。

(水質汚濁防止対策)

第7条 乙及び丙は、水質汚濁防止のため、事業場から排出される排出水について、別表第4に掲げる基準を遵守する。

(騒音・振動防止対策)

第8条 乙及び丙は、事業場から発生する騒音・振動を防止するための適切な対策を講じ、騒音については別に定める評価点において別表第5の1騒音の規制基準に掲げる基準を、振動については敷地境界線において別表第5の2振動の規制基準に掲げる基準を遵守する。

(悪臭防止対策)

第9条 乙及び丙は、事業場から発生する悪臭を防止するための適切な対策を講じ、敷地境界において別表第6に掲げる基準を遵守する。

(化学物質対策)

第10条 乙及び丙は、事業場の操業に伴い使用又は副生する化学物質（以下「化学物質」という。）による環境汚染を未然に防止するため、その性状等を製品安全データシート等により把握し、適正な管理を行うとともに、有害性が確認されている化学物質については、代替品への切替え等、環境中への排出抑制に努める。

(廃棄物対策)

第11条 乙及び丙は、事業場の操業に伴って生じる廃棄物について、再生利用等による減量化に努めるとともに、二次公害の発生を防止するため、自らの責任において適切な処理を行う。

(関連企業に対する責務)

第12条 乙及び丙は、乙及び丙以外の者が事業場内で作業する場合にあっても、公害防止についてこの協定に定める事項に準じた措置が講じられるように管理しなければならない。

(測定、報告及び公表)

第13条 乙及び丙は、別に定める項目及び方法により硫黄酸化物排出量等公害防止対策に必要な測定を行い、その結果を速やかに甲に報告し、記録及び保存するとともに、一般に公表する。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに公表する。

(公害発生時等の措置)

第 14 条 乙及び丙は、事業場の操業若しくは施設の故障、破損その他の事故又は気象条件等の悪化により公害が発生したとき、又はそのおそれがあると甲、乙若しくは丙が判断したときは、直ちに操業の短縮、停止、関係自治体等への通報その他必要な措置を講じ、また、発生原因の排除に努めるとともに、その状況を甲に速やかに報告する。

2 前項の公害が発生したときは、甲、乙及び丙は協力して調査を行い、その原因が乙又は丙の責めによると認められるときは、乙又は丙は、誠意をもって速やかに問題を解決しなければならない。

(立入調査等)

第 15 条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙及び丙に対し、報告を求め、又はその職員及び甲が必要とする者を同行して事業場内に立入調査することができる。

(施設の設置等の協議)

第 16 条 乙及び丙は、公害防止施設及び公害の発生に関係ある主要施設の新設、増設又は変更を行おうとするとき、並びに化学物質を追加使用しようとするとき(以下「変更等」という。)は、事前に甲と協議する。

2 乙及び丙は、前項の変更等のうち、周辺環境への影響が明らかに低減されるものについては、報告をもって前項の協議に代えることができる。

(環境等の整備)

第 17 条 乙及び丙は、構内緑化、環境の美化及び景観の保全を積極的に推進する。

(協力)

第 18 条 乙及び丙は、この協定に定めるもののほか、甲が行う環境保全のために必要な指導、調査、研究、情報公開等の施策に協力する。

(環境情報の公表等)

第 19 条 乙及び丙は、環境情報の公表や事業場の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する。また、環境マネジメントシステム等の環境保全活動を推進する。

2 乙及び丙は、毎年度始めに前項に定める環境コミュニケーション及び環境保全活動に関する計画を策定することとし、その内容について甲と協議するとともに、前年度の実績について甲に報告する。

(違反時の措置)

第 20 条 乙及び丙がこの協定に定める事項に違反した場合は、甲は乙及び丙に対して必要な指示を行い、乙及び丙はこれに従う。

(公害防止連絡協議会)

第 21 条 この協定の円滑な運営を図るため、宮城県環境生活部長及び関係自治体の長で構成する細倉鉾山に係る公害防止連絡協議会(以下「公害防止連絡協議会」という。)を設置する。

2 公害防止連絡協議会は、その目的を達成するため、乙及び丙に協力を求めることができる。

(確認書)

第 22 条 この協定に定める事項の実施については、甲乙丙協議して別に確認書で定める。

(その他)

第 23 条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙丙協議して定める。

(協定の廃止)

第 24 条 この協定は締結日から効力を生じるものとし、令和 3 年 3 月 31 日に締結した「細倉鉾山の公害防止に関する協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書 4 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 8 年 9 月 25 日

甲 宮城県知事
栗原市長

乙 三菱マテリアル株式会社
執行役社長

丙 細倉金属鉾業株式会社
代表取締役

別表第 1（第 4 条関係）

細倉金属鋁業株式会社代表取締役 三菱マテリアル株式会社サステナビリティ推進部環境保全センター長 細倉金属鋁業株式会社安全環境品質管理部長 細倉金属鋁業株式会社製錬部長
備考 細倉鋁山環境統括責任者は、細倉金属鋁業株式会社代表取締役とする。

ばい煙発生施設

備考	1 数値は、最大能力時におけるものとする。 2 集合の数値は、複数の炉が同時に稼働した場合における集合煙突出口での最大値とする。 3 煙突高は、炉の GL から煙突出口までの高さとする。 4 熔鋇炉に係る使用燃料の硫黄含有率は、排煙脱硫装置の効果等を総合した計算値 2.0%とする。
----	--

別表第 3（第 6 条関係）

1 窒素酸化物排出基準

施設名	協定値（c m ³ /m ³ N）	換算酸素濃度（％）
熔鋁炉	100	15
No1 粗鉛ケツトル炉	180	12
No2 粗鉛ケツトル炉	180	12
No3 粗鉛ケツトル炉	180	12
精鉛ケツトル炉	200	12
種板ケツトル炉	200	12
鍊ピ炉	200	12
副産 1 号炉	200	12
副産 3 号炉	200	12
副産 2 号炉	180	12
粗銀精製炉	200	12
揮発炉	200	12
合金 3 号炉	180	12
合金 5 号炉	180	12
種板ケツトル炉(DM 機)	180	12
乾燥炉	180	12
備考		
1 窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に定める方法又は日本産業規格に定める自動分析記録法によるものとする。		
2 窒素酸化物濃度は、0℃1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m ³ 当たりのものとする。		
3 窒素酸化物濃度については、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。		
$\text{換算窒素酸化物濃度} = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$		
Cs：窒素酸化物の実測値(cnl ³ /m ³ N)		
On：換算酸素濃度(%)		
Os：排ガス中の酸素濃度(%)		

2 ばいじん排出基準

施設名	協定値 (g/m ³ N)	換算酸素濃度 (%)
熔鋇炉	0.1	O _s
No1 粗鉛ケトル炉	0.2	O _s
No2 粗鉛ケトル炉	0.2	O _s
No3 粗鉛ケトル炉	0.2	O _s
精鉛ケトル炉	0.3	O _s
種板ケトル炉	0.3	O _s
鍊ピ炉	0.3	O _s
副産 1 号炉	0.15	O _s
副産 3 号炉	0.2	O _s
副産 2 号炉	0.15	O _s
粗銀精製炉	0.2	O _s
揮発炉	0.3	O _s
合金 3 号炉	0.2	O _s
合金 5 号炉	0.2	O _s
種板ケトル炉(DM 機)	0.2	O _s
乾燥炉	0.14	O _s
電気炉	0.14	O _s
備考 - ばいじん量の測定は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に定める方法又は日本産業規格に定める自動分析記録法によるものとする。 - ばいじん量は、0℃1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³当たりのものとする。 - ばいじん量は、酸素濃度による補正を行った値とする。 $\text{換算ばいじん量} = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$ C_s : ばいじん量の実測値 (g/m³ N) O_n : 換算酸素濃度(%) O_s : 排ガス中の酸素濃度(%)		

3 有害物質排出基準

施設名	協定値(mg/m ³ N)		換算酸素濃度(%)
	カドミウム及び その化合物	鉛及びその化合物	
熔鋇炉	0.7	20	Os
No1 粗鉛ケトル炉	0.7	7	Os
No2 粗鉛ケトル炉	0.7	7	Os
No3 粗鉛ケトル炉	0.7	7	Os
精鉛ケトル炉	0.7	7	Os
種板ケトル炉	0.7	7	Os
鍊ピ炉	0.7	7	Os
副産 1 号炉	0.7	7	Os
副産 3 号炉	0.7	7	Os
副産 2 号炉	0.7	7	Os
粗銀精製炉	0.7	7	Os
揮発炉	0.7	7	Os
合金 3 号炉	0.7	7	Os
合金 5 号炉	0.7	7	Os
種板ケトル炉 (DM機)	0.7	7	Os
乾燥炉	0.7	7	Os
電気炉	0.7	7	Os
備考			
1 有害物質量の測定は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に定める方法又は日本産業規格に定める自動分析記録法によるものとする。			
2 有害物質量は、0℃1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m ³ 当たりのものとする。			
3 有害物質量は、酸素濃度による補正を行った値とする。			
$\text{換算有害物質物質質量} = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$			
Cs：有害物質量の実測値 (mg/m ³ N)			
On：換算酸素濃度(%)			
Os：排ガス中の酸素濃度(%)			

別表第 4（第 7 条関係）

排水水の排出基準

項目	協定値
水素イオン濃度（水素指数）	5.8～8.6
カドミウム及びその化合物（mg/ℓ）	0.03
鉛及びその化合物（mg/ℓ）	0.07
ふっ素及びその化合物（mg/ℓ）	8
亜鉛含有量（mg/ℓ）	2
備考 測定方法は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に定める方法とする。	

別表第 5（第 8 条関係）

1 騒音の規制基準

協定値		
昼 間 午前 8 時から 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から午前 8 時まで 夕 午後 7 時から午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
55dB(A)以下	50dB(A)以下	45dB(A)以下
備考 測定方法は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に定める方法とする。		

2 振動の規制基準

協定値	
昼 間 午前 8 時から午後 7 時まで	夜 間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
60dB 以下	55dB 以下
備考 測定方法は、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に定める方法とする。	

別表第 6（第 9 条関係）

悪臭の規制基準

規制箇所	協定値
敷地境界	臭気指数 15
備考 測定方法は、三点比較式臭袋法（平成 7 年 9 月 13 日環境庁告示第 63 号）に定める方法とする。	